平成２２年（フ）第９０９号
栃木県鹿沼市緑町３丁目８番10号
債務者　阿部チイ子
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１０号
栃木県宇都宮市屋板町562番地３、前住所栃木県小山市東間々田２丁目10番１号
債務者　池迫　　愛
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１１号
栃木県大田原市浅香３丁目3578番地290　ルミエール浅香307号、前住所栃木県那須郡那須町大字寺子乙2543番地235
債務者　星野　智史
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１２号
栃木県宇都宮市下戸祭２丁目21番８号　チサンマンション下戸祭403号
債務者　菅原　淳一
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時20分
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１４号
栃木県宇都宮市御幸町64番地１　コーポクレサンテーム303、前住所栃木県宇都宮市御幸町154番地５　ＳＫハイツ203号
債務者　山上　浩美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１５号
栃木県矢板市扇町２丁目９番30号
債務者　國枝　由美
1　決定年月日時　平成22年12月15日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月21日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第９１７号
栃木県宇都宮市瑞穂２丁目５番地　瑞穂野市営住宅12号棟21
債務者　本橋　友江
1　決定年月日時　平成22年12月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年１月28日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３２２５号
神奈川県大和市鶴間２丁目10番13号　サンライト鶴間402号
債務者　工藤　特美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２６３号
横浜市栄区桂町181番地の35
債務者　川村　清子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２７４号
横浜市南区井土ケ谷中町161番地３　パーク・ノヴァ横浜井土ケ谷407
債務者　有川　　裕
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２９８号
神奈川県藤沢市藤が岡２丁目15番５―102号
債務者　山田　　實
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３２２号
神奈川県鎌倉市梶原４丁目５番３―65号
債務者　平橋　葉子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３６３号
横浜市西区平沼１丁目40番11―112号
債務者　中島　晴美
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３３７１号
横浜市中区花咲町２丁目66番地４　ガーラ・ステーション横濱桜木町906号室
債務者　石橋　直幸
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９２号
神奈川県茅ヶ崎市今宿965番地１―W―803号　リステージ茅ヶ崎ツインマークス
債務者　小野　千賀
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３５９９号
神奈川県大和市南林間９丁目２番27号
債務者　平塚小夜子
1　決定年月日時　平成22年12月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
5　免責審尋期日　平成23年２月15日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部